慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ソ連邦憲法第一二六條の改正について
Sub Title	Amendment of art. 126 in the constitution of U.S.S.R
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1954
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.3 (1954. 3) ,p.52- 55
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19540315-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

ソ連邦憲法第一二六條の改正について

中澤精次郎

一般にスターリン憲法と呼ばれる現行のソヴィエト社會主義共和國連邦憲法は、一九三六年一二月五日第八回臨時ソヴィエト大會で可決採擇されて後、數度の部分的改正を受けて今日に至つたが、最近（一九五三年八月一一日）のイズベスチヤ紙上に同憲法第一二六條の改正に關する法律が記載されているので、この機會にいかなる根據によつてこの改正がなされたかを檢討したいと思う。まずこの記事の全文を譯出してみる。

「ソ連邦憲法（基本法）第一二六條の變更記載に關する法律

ソヴィエト社會主義共和國連邦最高會議は、第一九回ソ連邦共產黨大會で採擇された黨名變更と關連し、それに對應する變更をソ連邦憲法（基本法）第一二六條に加えることを決議し、つぎの文書にこの條文を記述した。

《第一二六條　勤勞者の利益に適合し且つ人民大衆の組織的自主的行動および政治活動の發展を目的としてソ連邦國民に公共團體、すなわち勞働組合、協同組合、青年の組織、スポーツおよび國防團體、文化的、技術的および學術的團體に團結する權利が保障される。しかして勞働者階級および勤勞者のその他の層の中最も積極的で意識的な國民は、共產主義社會の建設のための闘爭において、勤勞者の前衛隊をなし且つ勤勞者すべての公共的および國家的團體の指導的核心をなすソ連邦共產黨に團結する》

ソ連邦最高會議幹部會代表　カ・ウォロシーロフ

ソ連邦最高會議幹部會書記　エヌ・ペゴフ

一九五三年八月八日　モスクワ、クレムリ」（筆者の附した傍點の二ヶ所が今回の改正點であつて、舊條文には「社會主義制度の强化および發展」、「全連邦共產黨《ボルシェヴィキー》」とある。）

さて、連邦憲法第一〇章「國民の基本的權利および義務」に關する一規定――第一二六條についてであるが、述べるまでもなくこれは「結社の自由」乃至ベ・カルピンスキイの所謂「ソ連邦における政治的自由」（ソ連邦憲法　一九〇頁、一九五〇年）に關する規定である。だがこうした連邦憲法的規定はスターリン憲法において始

めて見出し得るのであり、それ以前の連邦憲法にはない。周知のように「勤勞および被搾取人民の權利宣言」と「ロシヤ・ソヴィエト連邦社會主義共和國憲法の一般規定」とから構成された、ロシヤ・ソヴィエト連邦社會主義共和國憲法（以下單にロシヤ共和國憲法と略稱する）は、一九一八年の第五回全露ソヴィエト大會で採擇された。他方、ウクライナ、白ロシヤ、ザカフカズの三ソヴィエト政權の相ついだ成立により、改めてこれら四つのソヴィエト社會主義共和國相互間の軍事的經濟的同盟への強い要請が、對資本主義戰線の統一强化と國民經濟復興の上から呼びおこされた。そこでロシヤ共產黨中央委員會の提唱に基いて、一九二二年にソヴィエト社會主義共和國連邦結成の「宣言」が生まれ「條約」が締結され、ついで一九二四年一月の第一回ソ連邦最高會議が、この「宣言」と「條約」によつて構成される舊連邦憲法を採擇したのである。かくこの憲法は自らは宣言的條約的な憲法に止まり、「國民の基本的權利および義務」に關する諸規定をすべて共和國憲法に委讓しているので、スターリン憲法第一二六條に該當する共和國憲法的規定をいま舊ロシヤ共和國憲法に求めてみよう。そこに憲法第一六條が見出される。

《第一六條　勤勞者に眞の結社の自由を保障するためロシヤ・ソヴィエト連邦社會主義共和國は、有產階級の經濟的および政治的權力を打破し、今日までブルジョア社會において勞働者および農民の自由な團結と行動を妨害した一切の障害を排除して、勞働者および貧農にその合同および團結のため物質的およびその他のあらゆる援助を與える》（一九二五年の改正で第一六條は第七條となり、註(1)の「貧農」は「農民」と改められ、註(2)の「物質的およびその他のあらゆる」が削除された。なお現行のロシヤ共和國憲法は一九三七年に成立している。）

この第一六條――從つて改正後の第七條をスターリン憲法第一二六條と比較した場合、前者が「結社の自由」乃至「政治的自由」の權利主體を國民にではなく、勤勞者および貧農乃至農民に限定していることを一つの顯著な差異點として指摘することが出來よう。しかもこうした差異、換言すると舊ロシヤ共和國憲法の第一六條――第七條こそ今日のそれとは異る當時の階級關係を忠實に反映した結果に外ならない。と言うのは一九二四年、ネップにより一面には幾らか資本主義の活氣づくことを許した時代が始まつたものの、一九二八年以後第一次・第二次五ヶ年計畫實施の結果國民經濟の全般にわたる資本主義的色彩は拂拭され、生產要具、および手段の社會主義的所有の基礎が確立しているからである。すなわち地主・資本家・投機的商人および富農は消失して、ただ「勞働者階級が殘つた。農民階級が殘つた。インテリゲンチャが殘つた」（スターリン全集、邦譯、眞理社版、別卷、六二六頁）。このような社會主義的生產形態の發展と階級構成の變化と言う二つの基本的事實を、憲法的規定の內容として組入れねばならぬ所にスターリン憲法が生れたのであつて、その際に「國民の基本的權利および義務」に關する共和國憲法の諸規定は連邦憲法的規定へと高められた。勿論國民と勞働者および農民という二つの範疇を設定すべき存在理由の消滅した以上、「結社の自由」に關する舊共和國憲法的規定の內容そのままを連邦憲法が承繼する筈はない。すなわち國民の基本的權利、特に「結社の自由」に關するこの第一二六條は、社會主義的な民主主義的規定

であることをその特質とすると見ることが出來よう。

しかしながら第一二六條は所謂政黨結成の自由を國民に與えるものではない。「しかして勞働者階級および勤勞者のその他の層の中最も積極的で意識的な國民は、共産主義社會の建設のための闘爭において、勤勞者の前衛隊をなし且つ勤勞者すべての公共的および國家的團體の指導的核心をなすソ連邦共産黨に團結する」とは、當然その歸結として共産黨以外の政黨結成の自由を否定したものとも考えられよう。だがボルシェヴィズムは黨を階級の前衛的部分であるとみる。從つて敵對的な階級の存在する社會ではそれぞれの黨は當然に存在し得るが、ソヴィエト社會は友好的な「二つの階級すなわち勞働者と農民によつて組成されている」（前掲書　六四三頁）ので、幾つかの黨の存在するための基盤はなく唯一つの黨のみが存在し得ると言うことになる。しかも「この黨が、これらの階級の利益を相當よく擁護していることを、これについてはおそらく何んらの疑問もあり得ないであろう」（前掲書　六四一頁）から、スターリン憲法に始めて見出される共産黨に關する唯一の連邦憲法的規定である第一二六條は、勤勞者――全國民のための換言すると社會主義的な民主主義的規定と考えねばならぬわけである。しかも又社會主義的なこの憲法的規定――第一二六條は、同時にソ連邦社會における社會主義的發展の基本的事實の憲法的認證であることを、原則的特質とする點に――それはスターリン憲法自體の特質でもあるが――注目しなければならない。そこで今回の改正について考えてみよう。

今回の改正は、第一二六條のソ連邦共産黨の地位に關する規定内容に加えられたのだが、まず「社會主義制度の强化および發展」を「共産主義社會の建設」、とした第一の改正點を取上げてみる。勤勞者代議員ソヴィエトを政治的基礎に（ソ連邦憲法第二條）、生産要具および手段の社會主義的所有を經濟的基礎として（同憲法第四條）、「各人よりその能力に應じて――各人にその勞働に應じて」と言う公式を原則とする段階とは、外ならぬ社會主義のそれであり、ソヴィエト社會がこの段階から「各人からはその能力に應じて、各人にはその要求に應じて」と言う公式の支配的な原則となる共産主義の段階の實現達成を、その目標としていることは述べるまでもなかろう。このために第一次五ヶ年計畫において社會主義工業化が意圖され、第二次五ヶ年計畫では農業が直接に國家計畫に包攝された。その結果一九三五・六年には一應、社會主義經濟の再生産構造が現實的に確立したと認められる。從つて「社會主義制度の强化および發展」のための闘爭と言う現實的課題が、その日程表に記載し得ることになつたわけである。そして社會主義から共産主義への漸次的移行の段階に入り得るであろうことを約束づけられた第三次五ヶ年計畫が、一九三八年に採用された。これは一九四一年六月の對獨戰勃發により中斷されたが、戰後改めてソ連邦國民經濟復興發展五ヶ年計畫（第四次五ヶ年計畫）が採用された。さらに政府はこの成果の上に第五次五ヶ年計畫を立案し、一九五一年以後この計畫遂行に集中的努力を拂つて來た。しかも現在この「新五ヶ年計畫が遂行されれば、社會主義から共産主義への發展の途にそつた大きな前進がなされるであろう」（第一九回黨大會におけるゴス・プラン議長エム・サブロフの報告）ことが確認されている。すなわちソ連邦

社會の現段階は、「社會主義制度の强化および發展」のそれではなく、本質的には社會主義から共產主義への漸次的移行の段階であると考えねばならない。從つて生產力の發展段階に、換言するとソ連邦社會の發展段階に對應して、ソ連邦國民の前衞的部分であるソ連邦共產黨の鬪爭目的——現實的課題も又、當然に變更發展しなければならぬ筈である。要するに「共產主義社會の建設のための鬪爭において」と變更された第一二六條の改正は、さきに述べたように現實のソ連邦社會が共產主義社會への漸次的移行段階にあると言う、事實認識に基いてなされたものと考えられる。

つぎに「全連邦共產黨《ボルシェヴィキー》」を「ソ連邦共產黨」とした改正點の第二である。社會民主勞働黨內のボルシェヴィキーとメンシェヴィキーとの對立は、一九〇三年ロンドンの第二回黨大會における黨組織の問題、あるいは又一國社會主義の可能性をめぐる激しい論爭をもつて表面化した。がともかく一〇月革命はボルシェヴィキーを主導力として成功し、その後メンシェヴィキーを含む反スターリン派は一九三四年には完全に一掃されている。それ故、「《共產黨》および《ボルシェヴィキー》と言う二重の黨名は、メンシェヴィキーに對する鬪爭の結果として歷史的に形成されたものであつて」(黨名變更に關する第一九回黨大會の決議)、しかも今日そうした事實を强調しなければならぬ必要は無くなつているのであるから、ボルシェヴィキーと但書する理由も又ないわけである。すなわち黨名は「全連邦共產黨《ボルシェヴィキー》」(B・K・л／б／)から、「ソヴィエト連邦共產黨」(K・H・C・C)に變えられるべきである。こうした黨大會の決議により第二の改正黨である黨名の變更がなされている。

以上要するに第一二六條の今回の改正は、理論的にはスターリンの論文「ソ連邦における社會主義の經濟的諸問題」に、政治的には第一九回ソ連邦共產黨大會で、又經濟的には第五次五ヶ年計畫により見通しづけられたソ連邦社會の現段階、すなわちメンシェヴィキー的分子を久しい以前に淸算し、しかも今や共產主義へと漸次的に移行し得るこの段階的發展の事實の連邦憲法的認證として採られたものである。なぜならば第一二六條は、共產黨に凝集點を團結の中核を求め得る最も積極的意識的な國民の、言ひかえると前衞的な役割を擔い又指導的核心である黨の現實に置かれた段階に對する一つの評價を、その規定內容の內に含んでいるからに外ならぬ。從つて第一二六條を單に「結社の自由」乃至「政治的自由」に關する規定とのみ見るならば、今回の改正はそうした權利內容に變更を加えたものではない。しかし、「政治的自由」の權利主體が置かれた社會的基盤に前述のような段階的發展が認められる以上、第一二六條の特質とする社會主義的民主主義は、實質的な意味において前進したと見ても差支えないであろう。

なお、一九五三年三月一四日の第四回連邦最高會議で連邦憲法第七〇條、第七七條、第七八條に關する政治機構上の變更が採擇されているが、そのテキストを入手してないので此處ではその事實を指摘するにとどめておく。(九月三〇日)